

## 平成20年度エコ住宅普及促進事業（地域協議会事業）募集要領

### 1. 事業の概要

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、二酸化炭素排出量の増加が著しい家庭部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及、特に住宅の省CO2性能を向上させることが不可欠です。住宅のうち新築住宅については、省エネ法や住宅性能表示制度等による進展はみられるものの、既設住宅に対する対策は実態としてなかなか進んでいません。

このため、本事業は、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条に規定する地球温暖化対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。）が地域の関係者との連携のもとにエコリフォームについての普及啓発の実施、家庭できるエコリフォーム技術の発掘などを行うことなどを通じて、既設住宅における省CO2性能の向上を図ることを目的とします

なお、本事業におけるエコリフォームとは、既設住宅、マンションの断熱性能の向上に資する技術（二重窓、断熱材、断熱ドア）の導入とします。20年度は、二重窓などの開口部への断熱技術の導入を中心とした事業とします。

### 2. 事業の要件

次の二つの型の事業のどちらかを選択してください。

#### (1) 重点実施型事業

##### ア. 実施要件：

- ①活動エリアが都道府県全体であること。
- ②地域の他の主体との連携した取り組みであること。
- ③平成20年度は、潜在的な需要が大きいが、断熱が進んでいない次世代省エネルギー基準のⅢ地域及びⅣ地域を優先します。

※次世代省エネルギー基準の地域区分については、下記のサイトを参照ください。

<http://www.ibec.or.jp/pdf/sjuutaku12.htm>

##### イ. 活動内容：

次のような活動を含めたエコリフォームの普及のための活動

（必ず実施していただきたいもの）

- ①一般消費者向けセミナー（体験住宅ツアーでも可）
- ②住宅フェア等での普及啓発や相談
- ③普及指導員（仮称）養成講座（工務店、建築士等を対象）
- ④普及指導員（仮称）による相談や省エネ診断
- ⑤手軽にできる省エネ技術の発掘
- ⑥効果実証データの収集、事業実施によるCO2削減効果の把握（来場者数の把握などの数値情報の把握、統一アンケートの実施など）

（注）③及び④は地域での相談窓口をつくっていくものです。名称や実施のレベルは問いません。また、⑥については、後日、統一的にお願いするものがあります。

(実施が望ましいもの)

⑦地域メディアとの連携による普及啓発

⑧地域の特色を生かしたその他の活動

(2)活動支援型事業

ア. 実施要件：

①単独の地域協議会の活動

②実施地域の要件はありません。

イ. 活動内容：

一般消費者向けに行うエコリフォームの普及促進を目的としたセミナーの実施を対象とします。

(2)「重点実施型事業」の提案に当たっては、以下の点に留意してください。

ア. 事業期間は単年度です。

イ. 2カ年または3カ年の計画を立てて初年度の事業を単年度事業として提案することは可能ですが、初年度においても実質的な普及啓発等を行い、事業効果を出すことが必要です。また、初年度の事業が採択されても、2年度目以降その事業を継続して採択するか否かは、それまでの普及啓発の効果等に係る事業評価によって判断します。

ウ. 事業効果を上げるために、次の点を考慮し事業計画を立案してください。

① 地域与件・消費者ニーズ等現状の問題点を把握し、具体的な二酸化炭素削減効果の見込める事業としてください。

② 単にパンフレットを作成・配布するだけでは効果が見込めないため、それらを活用して誰に何をどのように普及啓発し、その結果、どのような具体的な二酸化炭素削減につながるのかまで計画に盛り込んでください。

③ アンケートを実施する場合は、アンケート調査することのみで終わらないよう、調査結果を本事業に反映できるような計画にしてください。

④ 新聞・テレビ・ラジオ等に積極的に情報提供を行い、本事業の主旨・内容・成果が広く国民に伝わる工夫をしてください。

エ. 「エコリフォームコンソーシアム」(学識経験者、地域協議会、NPO、リフォーム業者、部材業界などが参画)での活動と連携し実施していただきます。

### 3. 提案事業の審査

応募された企画提案書について、以下の項目について審査し、実施者を決定します。審査は、環境省及び全国地球温暖化防止活動推進センター(財団法人日本環境協会)が行います。

(1)重点実施型事業

① 事業内容の理解度

② 普及活動の内容・運営方法の妥当性・実現可能性

③ 事業実施スケジュールの妥当性

④ 期待される事業の効果

⑤ 費用の妥当性

⑥ これまでの住宅分野での普及活動実績（中核となる参画者の実績でも可とする）

(2) 活動支援型事業

① セミナーの内容の妥当性

② 費用の妥当性

③ これまでの住宅分野での普及活動実績（中核となる参画者の実績でも可とする）

4. 委託業務費等

(1) 「重点実施型事業」については、1件あたりの委託事業費の上限は3,500千円（消費税込み）とします。（財）日本環境協会との委託契約になります。

(2) 「重点実施型事業」については、以下の点にご留意ください。

ア. 人件費を含め事業実施に直接必要な経費は基本的には認めますが、備品の整備は認められません。

イ. 他予算からの補助金等の二重取りとなるおそれのある場合には、事業が認められない場合があります。

ウ. 公益法人が主体となる場合には、委託費の50%以上を他の法人等第三者に再委託（業務委託契約、外注契約）することがないように留意してください。

エ. 案件が採択された場合も、査定された委託額となりますので留意してください。

オ. 「10. 事業の流れ」にある9月25・26日のエコリフォーム普及指導員養成講座（東京）及び21年2月26日の成果発表会（東京）の出席旅費は必ず計上してください。

(3) 「活動支援型事業」については、必要な直接経費を（財）日本環境協会が規程に従い支出します。対象となる経費は、謝金、講師旅費、印刷費、郵送費、会場借料などです。1件あたりの経費の上限は20万円（消費税込み）とします。

5. 事業の実施期間

契約締結の日から平成21年2月末までです。

6. 応募資格

次のいずれかに該当する団体で、契約事務処理体制が整備されている団体であること。

(1) エコ住宅の普及啓発に実績のある地域協議会

(2) 事業の採択とともに事務局となって、エコ住宅の普及啓発に実績のある既存の地域協議会を含めた住宅関係者等を構成員として、地域全体でエコリフォームの普及啓発を実施できる地域協議会を立ち上げる準備が整っている団体。

## 7. 応募書類

団体の代表者名による提出通知書（契約印を押印）を添えて、以下の書類をご提出ください。様式の電子ファイルは、全国地球温暖化防止活動推進センターのホームページ（<http://www.jccca.org>）から入手できます。

### （1）「重点実施型事業」の提出書類

- ①平成20年度エコ住宅普及促進事業（地域協議会事業）「重点実施型事業」提案書（様式1）
- ②委託事業経費（重点実施型事業）の積算（様式2）
- ③地域協議会の概要（様式3）

### （2）「活動支援型事業」の提出書類

- ①平成20年度エコ住宅普及促進事業（地域協議会事業）「活動支援型事業」提案書（様式4）
- ②委託事業経費の積算（活動支援型事業）（様式5）
- ③地域協議会の概要（様式6）

（注）すべての書類が揃っていない場合は受理できません。また、「事業提案書（様式1または4）」の内容が具体的でない場合や「委託事業経費の積算（様式2または5）」の内容がずさんな事業提案は審査から除かれる場合があります。経費の積算等で疑問があれば、後記の問い合わせ先にお問い合わせください。

## 8. 応募期限

平成20年8月4日（月）必着

## 9. 応募書類提出先及び問い合わせ先

応募書類は、郵送又は持参により下記に提出してください。受付後に当方よりFAX等にて受理通知を返信いたします。また、問い合わせも下記にお願いします。

全国地球温暖化防止活動推進センター

〒106-0041

東京都港区麻布台1-11-9 ダヴィンチ神谷町2F（財）日本環境協会内

TEL: 03-5114-1281 FAX: 03-5114-1283 E-mail: center@jccca.org

担当: 諸石、小田島

## 10. 事業の流れ（予定）

平成20年8月4日	応募の締切
8月上旬	事業の選定
8月上旬	事業の開始
9月25・26日	エコリフォーム普及指導員養成講座（東京）への参加（重点実施型事業の実施機関のみ）
平成21年2月26日	「重点実施型事業」の成果発表会
2月下旬	事業終了、精算報告書及び委託業務報告書の提出